

令和6年度第2回北海道子ども施策審議会子ども家庭支援部会 議事録

開催方法：書面

審査期間：令和6年8月21日（水）から9月9日（月）

出席委員：部会長 平井 和枝

副部長 大澤 真平

委員 山田 大樹 藤本 恭子

引地 志保 深堀 麻菜香

中谷 通恵

欠席委員：委員 高橋 一彦（敬称略）

議 題：第二期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価・検証

委員から提出された意見は、以下のとおり。

○ 評価・検証を修正する意見であり、反映したもの

重点施策1 相談支援について
○相談窓口の周知について、次のとおり修正すべき。 <ul style="list-style-type: none">・ホームページやSNSを利用し各種相談窓口を周知・ひとり親家庭等に対する支援策などを掲載したリーフレットを作成、<u>関係機関・民間支援団体と連携して配布</u>・母子家庭等就業・自立支援センターにおいてSNSを活用した<u>事業内容と各種制度の周知</u>を実施。
重点施策4 保護者に対する就労支援について
・就職準備金の項目に、 <u>住宅支援資金</u> も入れてはいかがか。高等職業訓練促進資金貸付の一つで就労支援に繋がる。
重点施策5 保護者に対する就労支援について
・「児童手当や児童扶養手当が令和6年10月から拡充され、…寄与しています。」という表現は、資料は5年度までの評価なので、 <u>記載不要</u> 。

○ 素案作成に向けて検討するもの、その他

	項 目	発言者
	重点施策1 相談支援について	
1	相談窓口の周知について、2022年の調査でも、相談も利用もしていないが40%を超えているのに、母子家庭等就業・自立支援センターの利用率は10%を切っている。まずはセンターの周知度を上げる工夫が必要。	平井 部会長

2	ひとり親家庭への相談支援について、児童扶養手当の現況届時に、相談会を開催の推進	
3	市町村の相談支援体制の充実について、相談担当職員の研修では就労支援のみに重視するのではなく、生活困窮者自立支援の伴走支援などを参考に実施する。	
4	改正子どもの貧困対策法では、ひとり親世帯や生活保護世帯だけではなく、ふたり親世帯も含めたすべての世帯が対象となったこと、世帯の年齢階層と所得階層に関係があることなどを考えると、非課税世帯、生活保護受給から離れた世帯（就労等で受給廃止になった世帯）、保護者が若年の世帯に対してなど、相談対象を広げることが重要。	大澤 副部長
5	相談窓口に来ることが難しい要相談者（交通費がない、交通機関を利用できない、精神疾患や対人恐怖などを抱える方、公的機関窓口での相談業務そのものが怖い方）に対して、相談を受けた場合にソーシャルワーカー等が訪問相談できる仕組みの構築とその情報の周知（「相談にお伺いします」といった情報発信）が必要。	
6	困りごとや相談したい内容（ニーズ）を言葉にできない方（あるいは潜在的ニーズがあるが、当事者で困り感を理解していない方）に対する相談援助や、状況を理解して代弁できる第三者を介しての相談業務などの拡充	
7	総じて「普通に相談できる人」を想定した相談業務だけではなく、貧困のなかでパワーレス・ボイスレスの状況におかれることや、自分の困り感を正当な主張としてしてもいいと思えない方々など、現実的な相談者の相談に関する課題に応えられる相談事業の構築が今後の課題になるように思う。	
8	ひとり親家庭に対する相談窓口の周知は、北海道HPでも充実したと感じている。母子家庭等就業・自立支援センターについては、広い道内で6か所（他に札幌市1か所）しかなく、市町村での相談体制の充実が大事だと感じています。市に配置している「母子父子自立支援員」も相談や支援に従事していることも評価して良いのではないかと。	高橋明子 委員
9	貧困解消に向けた対策は、ひとり親家庭だけではなく、困窮世帯など両親家庭でのさまざまな困難な課題への支援が必要となります。市町村設置のこども家庭センターの相談支援との連携なども図られていくと思われます。	
10	相談窓口の周知に関して、子ども自身が利用できる相談先も子どもにわかるような案内でまとまっていると良い。	深堀委員
11	日本語に不慣れな外国の方が相談できるよう多言語での案内があると親切かと思う。	

重点施策2 教育の支援について

1	就学援助制度について、入学説明会の文書もフロチャートなどを使い、対象世帯かがわかるように周知をする。ひとり親家庭の制度だと思っている方もいる。また困難を抱える世帯であるにもかかわらず、書類での申請ができない状況もあるので、どの様に利用を促すか課題である。スクールソーシャルワーカーとの連携が必要。	平井 部会長
2	家庭教育の推進は、家庭教育を安定して行うことができない生活状況や心身状況など、家庭教育を行うための十分な条件整備とその支援が前提に無ければ、貧困当事者のしんどさを増幅させる懸念があることを理解する必要があります。SSWはこの条件整備という点で関わることが求められている。	大澤 副部会長
3	SSWやSCが学校と福祉関連機関等との連携強化を図るだけでなく、そういった必要のある子どもに学校教員が学校の中での支援的関わりとして丁寧に向き合えるための時間的、人員配置的な条件整備をすることが大切である。	
4	幼児教育・保育は先進国の子どもの貧困対策の中心的な課題です。OECDの幼児教育・保育の質の指標などを参照に、就学前の子どもへの対応を客観的に測定するような仕組みを考えることもできるのではないかな。	
5	就学援助制度の充実を図る前提として、市町村における周知方法の違い、認定基準の違い、支給費目や支給額の違いなど、就学援助制度利用の都道府県・市町村格差の要因と言われている変数を把握する必要があると思う（なお、統計的には自治体財政力は格差の要因とは言えないよう）。	
6	全国的に就学援助としての「給食費無償化」が進んでいる。こういった動きについて道でも検討をすとか、実情を把握するとか（文科省が調査を始めましたね）、そういったことは記載してもよいのではないかな。	
7	就学援助制度の周知と同じレベルで、中学・高校等において「高等教育の修学支援新制度」の周知を図ることを始めても良いのではないかな。特に将来展望は義務教育段階の早い時期（小5くらい）には、所得階層差がかなりはっきりしていくことから、進学間際ではなく、中学・高校等の早い段階からの周知があることが好ましいと思う。	
8	学習支援事業を担うNPO等への補助や事業支援の拡充を図ることで、学習支援事業を受けられるかどうかの地域間格差の解消や、担い手事業者の育成を図ることも必要ではないかな。その際、単なる学力向上事業ではないこと、子どもの意欲や展望の回復、社会関係の構築や社会生活をする力の向上など、学習支援事業の本来的意義などを明示することが重要だと思う。	
9	子どもの置かれている環境に左右されず、教育を受ける機会が保障できるように取組めると良いと思う。	高橋明子 委員

10	高校生やその保護者に向けて、就労・進学それぞれに必要な費用を説明・解説するセミナーのようなものがあれば良い。進学を希望する高校生自身が自分の進路に必要な学費や生活費を知らず、必要額がわからないからこそ、それに対する奨学金の準備も全くできていない家庭をよく見かける	深堀委員
11	民間の学習支援などの居場所について、新規開設に向けた研修だけでなく、すでに開設し活動を実施している団体やスタッフなどを対象に、子どもとの関わり方や学習支援のポイント、子ども達への適切な関わり方などの講習などもあると、団体や場所ごとの支援の質の偏りが減ったり、団体間の交流ができたりののではないかと思う。(子ども食堂の運営者の交流などはあるが、学習支援団体やスタッフの交流やノウハウの共有などはあまりない)	
重点施策3 生活の支援について		
1	生活保護世帯への家計支援の人材の拡充。	平井 部会長
2	相談に繋がらない困窮世帯に対し、生活困窮者相談窓口とフードバンクの連携によるアウトリーチや見守り事業などの実施	
3	ひとり親家庭日常生活支援事業の実施自治体への情報提供などと合わせて、委託先をファミリーサポートの委託先などへ拡充。	
4	ファミリーサポート、緊急サポートへの利用料の補助の創設・拡充(旭川市を参照)。	
5	企業へのベビーシッター派遣事業や、経産省の中小企業対象の家事代行サービスの福利厚生導入実証事業などの情報提供	
6	金銭トラブルや消費者トラブル等の経済状況を不安定化させる日常生活上のトラブルについて、相談のみならず実際の解決に介入する仕組みが求められている。	大澤 副部会長
7	適切な養育を行う住環境を維持することが難しい世帯に対する、生活援助サービスを住宅福祉部局との連携で構築することが期待される。	
8	児童家庭支援センターなど、子育てに困難を抱える地域の子育て世帯向けの生活機能支援などを充実させる必要がある。たとえば児童家庭支援センターの自立訓練室や親子交流室のような生活機能訓練を提供できる施設利用に対する財源措置が求められている。	
9	上記と同様に地域子育て支援として児童家庭支援センター等でのショートステイに関して、児童のみの利用ではなく、保護者も支援対象として児童との同時利用ができるよう制度改正に合わせて早急に体制を整える必要がある。	
10	自立援助ホームなど家族を頼ることが困難な若者の住宅福祉政策の拡充が求められている。公営団地や町村営住宅等での若者の受け入れなども促進する必要がある。	

11	児童養護施設等社会的養護出身の若者の住宅支援政策を構築することが求められている。現状の施設長等の善意と保証に期待する枠組みは不安定であり、卒園後に関係性が悪くなったり、そもそも施設職員との関係が構築されずに卒園したり、卒園後の時間経過とともに施設側としても面倒を見切れないといった状況になる現状は、新たな仕組みが求められている状況である。	
12	子どもの居場所作りはユニバーサルに展開する事業が重要。図書館、公民館、放課後の学校、公共施設等、大規模公園等でのプレイパーク事業や管理事務所など、街全体のデザインとして子どもの居場所を埋め込むような新たな取り組みが期待される。	
13	「多様な保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブや放課後子供教室の設置を促進」の部分に、『ファミリーサポートセンター事業』が記述されても良いのではないかと思う。白老町のファミサポも、ひとり親家庭の利用の割合が過半数を占めている。	中谷委員
14	子どもの家庭でも学校でもない「居場所」が必要だといわれ、こども食堂など取組が各地で増えている。そこへの支援（相談、補助、研修など）が、居場所の量や質の維持向上のためには、今後必要になってくるかと思う。	高橋明子委員
15	子どもが平等に教育や社会体験、夢や希望を持つ、孤立しないなど、身体的・精神的・社会的にも安定して生活できないことのひとつに、親やきょうだいのケアがある。取組の効果・課題に「ヤングケアラー」についての記載があってもよいのでは。	
重点施策4 保護者に対する就労支援について		
1	ひとり親家庭の親の就労率は9割近く、既に就労している。仕事、家事、子育てを担い、その状況でスキルアップを目指すのは厳しい点もある。就業訓練はメンターなどを付ける伴走型、また企業との連携により訓練終了後に採用に繋がる様な就業訓練メニューが必要。	平井部会長
2	沖縄県や東京都などのひとり親就労支援事業を参考にすると良いのでは。	
3	ハローワーク、ジョブカフェ、自立支援センター等には、就労の相談業務のみならず、精神疾患や対人恐怖やコミュニケーション障がいなどを抱える保護者と若者に対する理解ある職場の開発が求められている。	大澤副部会長
4	就労のための子どもの保育や学童保育等の手配のサポートに加えて、保護者の心身の状態や子どもの障がいや発達の困難や、就労形態や就労時間など、個別の保育や学童保育ニーズに柔軟に対応できるさまざまな事業やサービスを組み合わせるような相談業務とその利用サポート事業が求められている。	

5	夜間の労働に従事する保護者と、その養育する児童に対するサポート体制について、実情の検証を行い、ニーズを把握する必要がある。	
6	最低賃金の引き上げなど、実質賃金の上昇の必要性がすでに社会問題となっている。この間の子どもの貧困率の低下は就労状況の改善と関連しているとの分析もある。北海道として他府県の引き上げに後れを取らない姿勢が必要かと思う。	
7	外国籍の保護者に対する就労支援などもあると良い。(就労の場で使える日本語の講座、日本での労働環境に関する簡単な解説、給与明細の見方の説明や困った時に相談できる場所の案内など)	深堀委員
8	親の就労支援(資格取得や生活費支援など)には、子どもの保育や養育についての支援も合わせて必要と思う。	高橋明子委員
重点施策5 経済的支援について		
1	ひとり親家庭等の医療費助成を北海道として親の通院も対象に拡充。北海道の調査では、お金がなくて受診を控えたという回答が4割を超えている。重症化してからの受診すると就労が継続できないなど、経済的にも子どもにも影響してしまい結果更に困難を抱えてしまう。	平井部会長
2	令和6年10月以降の児童手当や児童扶養手当の拡充に伴い、子どもの生活水準がどの程度の向上したのか、政策の効果測定を行う必要がある。	大澤副部会長
3	就学援助制度では給付されない学校教育にかかる費用負担の軽減措置を講ずる必要がある(隠れ教育費問題対策)。	
4	学童保育事業を含めた児童会館等での活動にかかる費用負担の軽減措置は、子どもの生活の質の向上や体験格差の緩和につながることを期待される。	
5	医療費助成に対する補助は、医療費負担の地域格差を縮小することを促進する制度設計にする必要がある。	
6	経済的破綻やそれにともなう精神疾患等により自殺未遂等を図った世帯に対して、生活の立て直しのための総合的な経済支援(借入金の整理、公共料金未払いの清算や返済猶予、住環境の改善や転居、新規就労のための準備資金)を行うことが求められている。	
7	2取組の効果・課題の【取組の効果】に記載文ですが「◇児童手当や児童扶養手当が令和6年10月から拡充され、…寄与しています。」という表現は、資料は5年度までの評価なので、これからの拡充に係る記載は不要かと思う。	高橋委員
8	子どもが成長するにつれ、必要となってくる費用についての説明や講習などの場の提供。	深堀委員
9	体験格差の緩和・解消を目指し、地域で実施しているさまざまな体験に参加できるような経済的支援があると良いのではないか。	

その他（推進状況及び検証全体に対する意見等）

1	ヤングケアラーのピアサポートやオンラインサロンと同様に、ひとり親家庭のピアサポート、オンラインサロンなどへの支援を検討。	平井 部会長
2	民法の家族法制の改正により、は離婚前後だけではなく既に離婚が成立していても申立などの相談が増えることが想定され、弁護士の支援に限らず、自治体窓口、教育機関、医療機関などでの対応が必要になるため、北海道としても国のガイドラインが出るのを待つだけではなく、北海道としての対応も事前に検討が必要ではないか。	